

(1) 安全保障理事会決議一六九五(北朝鮮)

ミサイル発射(抜粋)

採 択 二〇〇六年七月一日(安保理第五四九〇回会合)
八月一六日官報(外務省告示四八九号)

安全保障理事会は、(中略)

核、化学及び生物兵器並びにその運搬手段の拡散が、国際的平和及び安全に対する脅威を構成することを再確認し、

北朝鮮の弾道ミサイルの発射について、このような装置が、核、化学及び生物兵器の弾頭の運搬手段として使用される可能性にかんがみ、重大な懸念を表明し、(中略)

中国、北朝鮮、日本、大韓民国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によつて二〇〇五年九月一九日に採択された共同声明を実施することの重要性を強調し、

前記の発射は、特に北朝鮮が核兵器の開発を行っている旨宣言したことにかんがみ、地域内外の平和、安定及び安全を危うくすることを確認し、

1 北朝鮮が、二〇〇六年七月五日(現地時間)に弾道ミサイルを複数回発射したことを非難する。

2 北朝鮮が、弾道ミサイル計画に関連するすべての活動を停止する既存の約束を再度確認することを要求する。

3 すべての加盟国に対し、自国の国内法上の権限及び国内法令に従い、かつ、国際法に適合する範囲内で、監視を行い、ミサイル並びにミサイルに関連する品目、資材、物品及び技術が北朝鮮のミサイル又は大量破壊兵器(以下「WMD」という)計画に對して移転されることを防止するよう要求する。

4 すべての加盟国に対し、自国の国内法上の権限及び国内法令に従い、かつ、国際法に適合する範囲内で、監視を行い、北朝鮮からのミサイル又はミサイルに関連する品目、資材、物品及び技術の調達並びに北朝鮮のミサイル又はWMD計画に関連す

6

る資金の移転を防止するよう要求する。

北朝鮮に対し、直ちに無条件で六者会合に復帰すること、二〇〇五年九月一九日の共同声明の迅速な実施に向けて作業すること、特にすべての核兵器及び既存の核計画を放棄すること、並びに、条約(核兵器の不拡散に関する条約)及びIAEA保障措置に早期に復帰することを強く要請する。

